

保険金等のお支払いに関するご注意点 【変額保険】

~保険金等をお支払いする場合・ お支払いできない場合の具体的事例~

「保険金等をお支払いする場合・お支払いできない場合の具体的事例」は、保険金等の支払いの可否について、分かりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約の保険種類・ご加入の時期によっては、取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約での取扱いに関しては、保険証券でご契約(特約)の内容をご確認のうえ、ご契約のしおり・約款を必ずご確認ください。

保険金等をお支払いする場合、お支払いできない場合について、それぞれ網羅したものではありません。記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

保険金等をお支払いする場合・ お支払いできない場合の具体的事例(目次)

事例1 【変額保険】死亡保険金のお支払い(免責事由該当)

事例2 【変額保険】災害死亡保険金のお支払い(免責事由該当)

事例3 【変額保険】死亡保険金のお支払い(告知義務違反による解除)

事例4 【変額保険】高度障害保険金のお支払い(高度障害状態非該当)

事例5 【疾病入院特約】入院給付金のお支払い(責任開始期前の発病)

事例6 【疾病入院特約】入院給付金のお支払い(支払日数限度超過)

事例7 【疾病入院特約】手術給付金のお支払い(手術非該当)

<mark>」</mark> 【変額保険】 死亡保険金のお支払い(免責事由該当)

× お支払いできない場合

被保険者が次のいずれかにより死亡したとき

- 1. 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺
- 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
- 3. 戦争その他の変乱

○ お支払いする場合

被保険者が責任開始日以降に病気や不 慮の事故で死亡したとき(約款に記載の免 責事由に該当しない場合)。

- 1. ご契約(特約)により、死亡保険金をお支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当する場合には、死亡保険金はお支払いできません。免責事由はご契約(特約)の種類により異なりますので、ご契約のしおり・約款等をご確認ください。
- 2. 免責事由に該当して死亡保険金をお支払いしないときは、積立金を契約者にお支払いします。 ただし、契約者の故意によるときには積立金もお支払いしません。

【変額保険】

災害死亡保険金のお支払い(免責事由該当)

× お支払いできない場合

<被保険者の重大な過失>

被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡したとき。

<泥酔状態を原因とする事故>

泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡したとき。

○ お支払いする場合

<被保険者の不注意>

被保険者が、居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡したとき。

<被保険者の酒酔い状態での事故>

酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられて死亡したとき。

【解説】

ご契約(特約)により、災害死亡保険金等をお支払いできない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金等はお支払いできません。

<一般的にお支払できない例>

- ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失
- ・被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故

【変額保険】

死亡保険金のお支払い (告知義務違反による解除)

× お支払いできない場合

ご契約前の「慢性 C型肝炎」による通院について告知書で正しく告知せず、ご契約1年後に「慢性 C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡したとき。

○ お支払いする場合

ご契約前の「慢性 C 型肝炎」による通院について告知書で正しく告知せず、ご契約1年後に「慢性 C 型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡したとき。

- 1. ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態等について正確に告知いただく必要があります。
- 2. 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、 ご契約は解除となり、死亡保険金はお支払いできません。
- 3. ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に、因果関係がない場合には、死亡 保険金をお支払いします。

【変額保険】

高度障害保険金のお支払い(高度障害状態非該当)

× お支払いできない場合

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が 生じ、入浴や排泄の後始末、歩行について は、いずれも常に他人の介護を要する状態 ではあるものの、右半身は正常に動かすこと ができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は 自力で行える場合。

○ お支払いする場合

ご契約後に発病した「くも膜下出血」によって 全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や 排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、 入浴の全てにおいて、自力では全く不可能 で、常に他人の介護を要する状態に該当し、 かつ回復の見込みがない場合。

- 1. 高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。 したがって、約款所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。
- 2. なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める 障害状態等とは異なります。

【疾病入院特約】

入院給付金のお支払い(責任開始期前の発病)

× お支払いできない場合

責任開始期前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、責任開始期以後に悪化し入院した場合。

○ お支払いする場合

責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合。

- 1. 疾病入院給付金は責任開始期以後に発病した疾病、災害入院給付金は責任開始期以後の 不慮の事故を直接の原因として入院したときにお支払いの対象となります。したがって責任開始期前に 発病した疾病や、責任開始期前の不慮の事故を原因とする場合には、お支払いできません。
- 2. なお、責任開始期から一定期間経過後に新たに開始した入院については、責任開始期前の疾病を原因とする場合でもお支払いする場合があります。

【疾病入院特約】

入院給付金のお支払い(支払日数限度超過)

【以下のタイプの疾病入院特約の場合】

- ・1回の入院に対して支払われる限度日数が120日
- ・退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなすタイプ

× お支払いできない場合

「大腸がん」で130日入院し、退院から100日後に再び同じ「大腸がん」で90日入院したとき
→1回目の入院は120日分お支払いしますが、2回目の入院は1回目と通算されるため、支払日数限度(120日)を超過することになるので、お支払いできません。

○ お支払いする場合

「大腸がん」で130日入院し、退院から200日後に再び同じ「大腸がん」で90日入院したとき →1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分お支払いします。

- 1. 疾病入院特約・災害入院特約には、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があり、その日数を超えた入院については、給付金をお支払いできません。
- 2. また、疾病入院特約・災害入院特約によっては、いったん退院し一定期間内に再入院された場合、 1回の入院とみなし入院日数を通算することがあります。

【疾病入院特約】 手術給付金のお支払い(手術非該当)

× お支払いできない場合

「慢性扁桃炎」のため、扁桃を摘出する手術(扁桃摘出術)を受けたとき。

○ お支払いする場合

「急性虫垂炎」のため、虫垂を切除する手術(虫垂切除術)を受けたとき。

- 1. 疾病入院特約により、手術給付金の支払対象となる手術が定められており、そのいずれに も該当しない手術を受けた場合には、給付金はお支払いできません。
- 2. お支払いの対象となる手術については、疾病入院特約の「手術給付表」をご確認ください。